

「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会
製造所等分科会」開催要綱（案）

（目的）

第 1 条 「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」における検討内容を踏まえ、製造所等（屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所を除く、以下同じ。）における地震・津波対策のあり方について検討を行うため「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会 製造所等分科会」（以下「分科会」という。）を開催する。

（検討事項）

第 2 条 分科会は次の事項について調査検討を行う。

- （１）製造所等における位置、構造及び設備の耐震性能について
- （２）製造所等における津波対策のあり方について
- （３）その他必要な事項

（組織）

- 第 3 条 分科会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。
- 2 分科会に座長を置き、座長は分科会の委員の互選によってこれを選出する。
 - 3 分科会長は、分科会を主宰する。また、分科会長に事故があるときは、分科会長の指名するものがその職務を代理する。
 - 4 分科会長及び委員は、必要に応じ、分科会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
 - 5 分科会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第 4 条 分科会長及び委員の任期は、委嘱日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（事務局）

第 5 条 分科会に係る事務局を、消防庁危険物保安室に置く。

（補則）

- 第 6 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長がこれを定める。
- 2 分科会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成 23 年 月 日から実施する。